

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丙捜一発第19号、丙刑企発第81号
丙鑑発第18号、丙組企発第55号
丙暴発第11号、丙国捜発第43号
丙交企発第78号、丙交指発第24号
平成31年3月29日
警 察 庁 刑 事 局 長
警 察 庁 交 通 局 長

公訴時効が廃止・延長された罪に係る事件に対する捜査の徹底について
(通達)

平成22年4月27日、人を死亡させた罪の公訴時効を廃止・延長すること等を内容とする刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(平成22年法律第26号)が公布・施行され、「公訴時効の廃止・延長に伴う重要凶悪事件に対する捜査の徹底について(通達)」(平成22年9月28日付け警察庁丙捜一発第170号ほか。以下「旧通達」という。)により、この種事件の被疑者検挙に向けた捜査を推進しているところである。

各都道府県警察にあっては、被疑者検挙を望む国民の期待に応えるべく、引き続き、下記により公訴時効が廃止・延長された罪に係る事件に対する捜査活動を徹底し、その検挙に全力を挙げられたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

- 1 公訴時効が廃止・延長された罪に係る捜査本部設置事件の捜査の徹底
 - (1) 捜査本部を設置した事件については、被疑者検挙に対する国民や被害者等の期待に応えるため、事件が解決するまで捜査本部体制を維持し捜査を尽くすこと。
 - (2) 一方、他事件の発生等により十分な専従捜査員を継続的に配置することが困難となることも考えられるが、このような場合であっても、事件が解決するまでの間は、適宜、捜査員を一定期間配置するなどして捜査を推進すること。
 - (3) 上記(2)に加え、次の場合には、改めて専従捜査員を一定期間配置して捜査を徹底すること。

ア 近年解決した捜査本部設置事件について見ると、事件発生から5年以内に解決したものが多く、それを超えた場合は、新たな証拠を得ることが困難となると考えられることから、事件発生から5年が経過するまでの間に、専従捜査員を一定期間配置して、捜査方針の再検討を行うとともに、新たな情報の収集、各種情報の見直し、有力情報の掘り下げ、有力な証拠資料の再鑑定等を行うこと。

イ 公訴時効が廃止された罪に係る事件については事件発生から15年が経過する時点で、また、公訴時効が延長された罪に係る事件については時効成立前に、専従捜査員を一定期間配置して、新たな情報の収集、各種情報の見直し、有力情報の掘り下げ、有力な証拠資料の再鑑定等を行うこと。

ウ 上記ア及びイの捜査に当たっては、その実効が上がるよう、事件発覚当初の捜査に従事していた捜査員を再び充てること等についても検討すること。

2 証拠の再鑑定等

上記1により、事件検挙に向けた捜査を推進するに当たっては、以下の点について徹底すること。

(1) 遺留資料の再鑑定

科学技術の進展等によりDNA型鑑定資料を始めとする遺留資料の採取や分析等の技術が高度化し、従来、著しく困難又は不可能であった鑑定が可能になる場合もあることから、遺留資料の再鑑定を随時行うこと。

(2) 遺留指掌紋の再照会

指掌紋の鮮明化技術や指掌紋自動識別システムの照合精度の向上等により、過去に照会した遺留指掌紋の再照会を行うことにより被疑者の特定に至った事例もあることから、遺留指掌紋の再照会を随時行うこと。

(3) その他

近年、防犯カメラやドライブレコーダー等の画像解析、パソコン・携帯電話のデータ解析等の科学技術やプロファイリング等の捜査手法が活用され、事件解決に寄与しているところ、今後もこうした科学技術の進展や新たな捜査手法の活用等捜査環境の変化を十分に踏まえた捜査を行うこと。

3 捜査本部を設置していない事件の捜査

捜査本部を設置していない公訴時効が廃止・延長された罪に係る事件についても、捜査本部設置事件に準じた捜査を推進すること。